

岐阜県収入証紙の販売終了に伴う対応について (不動産鑑定業の登録申請)

○岐阜県収入証紙の販売・利用は順次終了します。

これまで不動産鑑定業の登録申請の際に貼付していた岐阜県収入証紙は、令和7年12月末日をもって販売終了となりました。
なお、購入済みの岐阜県収入証紙は、令和8年9月末日まで利用できます。

収入証紙の販売終了 令和7年12月末日 →
収入証紙の利用期限 令和8年9月末日

○令和8年4月以降の申請は下記の、いずれかの方法で対応してください。

①令和7年12月末日までに購入した岐阜県収入証紙を使用して申請

販売終了までに購入した岐阜県収入証紙を使用すれば利用期限(令和8年9月末日)までは、これまでどおり申請ができます。

②岐阜県都市政策課(県庁11階)に申請書類を持参し、窓口で決済

申請書を確認した後に決済方法をご案内しますので、県庁1階受付に不動産鑑定業の申請と、お伝えいただき、11階(都市政策課)にお越しください。

【対応可能な決済方法(主なもの)】

クレジットカード決済 コード決済 電子マネー決済等

③岐阜県不動産鑑定業登録電子申請フォームにて申請

令和8年4月以降に電子申請フォームを導入します。
申請と決済が、オンラインで可能となるシステムです。
決済は、クレジットカードとPayPayの2種類です。
システムの詳細については、準備が整い次第、岐阜県不動産鑑定業のHPに掲載します。

④その他

事業所が遠方かつ、オンライン申請も行うことができないなど、①～③のいずれの方法も対応が難しい場合は、下記の問い合わせ先(岐阜県都市政策課)へ事前に、ご相談ください。

お問い合わせ先 岐阜県都市政策課 TEL:058-272-8646